

## I R推進センターのデータの取扱いに関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、I R推進センター(以下「センター」という。)における教育研究に係るデータの収集、管理、提供及び公開並びにそのために必要となるデータの分析及びデータの取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (データの対象)

第2条 センターが取り扱うデータは、I R推進センター規程(令和2年規程第8号。以下「規程」という。)第3条に掲げる業務に関する全てのものとする。

### (データの収集)

第3条 センターによるデータの収集は、学長の指示に基づき行うものとする。

2 産業医科大学組織規程(昭和53年規程第1号)第3条から第6条まで及び第8条の3から第12条の3までに規定する組織及び役職者(以下「学部等」という。)並びに学校法人産業医科大学組織規程第9条に定める大学事務部は、規程第3条に掲げる業務の必要性に応じてセンターからの依頼に基づき、データを提出しなければならない。

3 前項のデータのうち、個人情報については、学校法人産業医科大学が保有する個人情報の保護に関する規程第8条第3項及び第10条に関し別に定める件(平成29年内達第7号)第2条別表2の学長が所管する範囲及び事務局長が所管する健診受診者等の情報に限るものとする。

4 第2項に規定するデータを提出する際にセンターが様式を指定する場合は、その様式に従うものとする。

### (データの管理)

第4条 センターは、収集又は作成したデータの管理に当たっては、学校法人産業医科大学が保有する個人情報の保護に関する規程(平成29年規程第14号)、その他関連規則等を遵守しなければならない。

2 データは、原則として、改変・加工してはならない。ただし、やむを得ずデータの改変・加工が必要な場合は、センターに問合せ、その指示に従うものとする。

### (データの利用制限)

第5条 センターが管理するデータは、規程第3条に掲げる業務以外に用いてはならない。ただし、学長及びI R推進センター長が特に必要と認めた場合を除く。

### (データの提供及び公開)

第6条 センターは、学部等からその運営に資するため、センターが管理するデータの提供申請及びデータ分析支援申請があった場合は、学長の指示又はI R推進センター運営会議(以下「センター運営会議」という。)の承認を得るものとする。

2 学部等は、前項に規定する申請をする場合は、所定の様式により行わなければならない。

- 3 センターは、前項の申請に基づき、データ提供及びデータ分析支援の結果について、センター運営会議において審議し、学長の承認を得て、所定の様式により学部等へ通知するものとする。
- 4 センターが、学外にデータの公開をする場合は、センター運営会議において審議し、学長の承認を得て行うものとする。

(その他)

第7条 この細則に定めるもののほか、センターのデータの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和3年1月1日から施行する。